

令和元年度

主要重点施策の上期における実施状況等

～ 令和元年度 第1回岩手地方労働審議会資料 ～

1 東日本大震災からの復興への支援	2～4
2 「働き方改革」による労働環境の整備、生産性向上の推進等	5～18
3 人材確保支援や多様な人材の活用促進、人材投資の強化等	19～29
4 地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項	30

注) 1 表の左肩の丸で囲んだ数字は、「2019年度行政運営方針」の該当ページを表す

注) 2 特にことわりのない場合は9月末現在の数値

岩手労働局

令和元年度 上期における行政運営の実施状況、課題及び下期への対応

1 東日本大震災からの復興への支援

(1) 復旧・復興工事における労働災害防止対策及び工事関係者に係る適正な労働条件の確保

P 10

【現状】

～県内全産業及び沿岸管轄署の建設業における死傷者数（合計）の推移～

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30（9月末）	R 元（9月末）
死傷者数（人）	1,280	1,367	1,458	1,478	1,316	1,305	1,353	1,351	934	915（-19）
うち沿岸管轄署：建設業（人）	111	90	133	124	108	121	128	116	85	65（-20）

P 10

ア 施工業者等に対する監督指導・個別指導等の実施

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○復旧・復興関係工事現場に対して、監督指導・個別指導・集団指導等を実施し、足場等からの墜落防止や車両系建設機械等との接触防止等について指導した。 【9月末現在（ ）内は前年同期】 ・監督指導・個別指導・安全パトロール：129 現場（213 現場） ・集団指導：20 回、1,068 人（32 回、2,922 人）	○沿岸地域における建設業の1月から9月までの休業4日以上労働災害による死傷者数（4署合計）は減少している。なお、宮古署と大船渡署は増加している。 ・宮古署：23 人（21 人 +2 人） ・釜石署：8 人（18 人 -10 人） ・大船渡署：15 人（12 人 +3 人） ・二戸署：19 人（34 人 -15 人） ・4署合計：65 人（85 人 -20 人） 【（ ）内は前年同期比】 公共工事発注のピークは過ぎているが、工事そのものは継続し、特にトンネル工事は約30本施工されている（併せて、橋梁工事を行う工事もある）。かさ上げ後の建築工事が増加しているほか、平成28年台風10号の被害による復旧工事にも大量に発注され、本格的に工事が施工されることから災害の増加が懸念される。また、今後、令和元年台風第19号による災害復旧工	○工事の発注状況や進捗状況に応じて、工事現場を選定し、定期的な監督指導・個別指導・安全パトロール等を継続的に実施するとともに、機会を捉えて施工業者に対して集団指導等を実施する。 また、各種会議・会合等において労働災害防止のため一層の取組について要請・指導を行う。 ・いわて年末年始無災害運動の実施（12月～1月） ・12月に建設業一斉監督の実施 ○令和元年台風第19号による災害復旧工事における労

	事において、労働災害の発生が懸念される（主に、宮古署、二戸署）。 労働災害が大きく減少しない原因として、人手不足からくる現場での安全管理体制の弱体化や安全衛生教育不足などが考えられる。 労働災害の内容を見ると、「墜落・転落」災害が約3割を占め、引き続き、基本的な安全措置の徹底等を進める必要がある。 また、重機、移動式クレーン等での「はさまれ、巻き込まれ」や「激突され」の災害が増加しているところであり、作業計画の作成・周知が行われていないなどの問題が認められる。	労働災害防止対策の徹底については、発注機関、関係団体と連携を図りつつ、対応することとする。
--	--	--

イ 工事関係者連絡会議の開催

P 10

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○発注者等を含む県単位の連絡会議を5月20日に開催し、労働災害防止に向けての取組（エリア別協議会の設置、安全衛生経費の確保等）について説明し、労働災害防止に向け一層の連携を図ることとした。 ○各署においては、発注者等を含む地区単位の連絡会議（合計4か所）及びエリア別協議会（合計15か所）を設置・開催し、同一地域、近接地域で工事が輻輳することによる労働災害の防止等についての取組促進を図った。 なお、同会議には、地元警察署も参加するなど、交通事故防止（交通労働災害防止）などの取組促進も図っている。	○工事終了に伴い、エリア別協議会が解散しており、エリア別協議会は昨年より減少している（昨年は28か所）。 新たな工事現場が発生した場合には、引き続き、新規のエリア別協議会の設置・開催について指導していく必要がある。	○既に設置された地区単位の連絡会議やエリア別協議会の関係発注者との連携を強化する。 時宜を逃さず、新たなエリア別協議会の設置について、指導を行う。

ウ 安全衛生確保支援事業との連携

P 10

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○建災防への委託事業である「東日本大震災・復興工事安全衛生確保事業」の実施において設置されている岩手県支援センターにより、現場巡回指導、安全衛生教育が実施された。 【9月末現在（ ）内は年間目標に対する進捗率】 ・現場巡回指導事業場数：137 事業場（46.1%） ・基礎的な安全衛生教育：153 人（41.2%） ・管理監督者等に対する安全衛生教育：40 人（25.8%） ・ワンポイント安全衛生教育：738 人（63.2%）	○現場巡回指導の実施は、「管理監督者等に対する安全衛生教育」に遅れが見られるもの、概ね計画どおり進捗しており、今後の見通しでは、年間目標を達成できる見込みである（5月から事業を開始している）。	○岩手県支援センターが着実に事業展開を行うことができるよう、引き続き、個別指導等での周知、集団指導開催に当たっての連携等、必要な指導援助を行う。

エ 過重労働対策の推進

P 11

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○震災復興工事における過重労働防止のため、2017 年（平成 29 年）7 月に採択した「震災復興復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」について、復興工事関係者連絡会議等において周知及び取組の要請を行った。（沿岸各署主催の会議にも出席。）	○復興工事は岩手県の復興ロードマップに基づき 2020 年度まで進められる予定であるが、復興工事は全体的に収束に向かっており、大規模工事が減少していることから、今後の取組については復興工事の進捗状況に応じた対応検討が必要。	○引き続き、「震災復興復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」に基づく取組について周知啓発を行う。

2 「働き方改革」による労働環境の整備、生産性向上の推進等

(1) 「働き方改革」により取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

ア 中小企業・小規模事業者等に対する支援制度の利用促進

(ア) 相談・支援体制の整備

P 12	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○「岩手働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）を設置し以下の課題に対する電話・メール・来所相談への対応、セミナー開催などを行った。 ①時間外労働の上限規制による長時間労働の是正 ②正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現への対応 ・ 相談件数 126 件 ・ セミナー実施回数 26 回 ・ 窓口相談派遣申込件数 125 件 ・ 個別訪問支援申込件数 80 件 ○センターの活用促進のため、局幹部による商工団体等の県本部への訪問要請のほか、署・所長も分担・連携の上、管内商工会議所・商工会を訪問して支援策の活用に向けた要請を行った。さらには、局幹部による県内主要企業に対する働き方改革の推進に係る訪問要請時にも、センターが行う支援策の活用を要請した。 局幹部による企業トップへの働きかけ (年間目標) 26 社 → 13 社 (50.0%) 商工団体等に対する中小企業支援の活用に向けた説明の実施 (年間目標) ・ 商工会 25 箇所 → 25 箇所 (100%) ・ 商工会議所 9 箇所 → 9 箇所 (100%) ・ その他 6 箇所 → 6 箇所 (100%)	○「岩手働き方改革推進支援センター」の更なる活用を促進するため、引き続き、積極的な周知・広報が必要である。	○引き続き、各種会合等での説明やチラシ配付等、あらゆる機会を捉えてセンターの周知・広報を図る。

(イ) 中小企業や事業主団体に対する助成

P 13

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○時間外労働等改善助成金の利用促進のため以下により周知する。 ・局HPに制度概要と事例集、申請様式などを掲載（本省サイトにリンク付け） ・センターが行うセミナーにおける制度説明、資料配布 ・労働保険年度更新説明会等を活用した助成金制度の資料配布 ・県、市町村、商工団体等の広報誌等による周知 ・各労働基準監督署に編成されている「労働時間相談・支援班」業務の際に本助成金の周知 【9月末現在】（ ）内は昨年度の年間実績 申請数 52 件 時間外労働上限設定コース 0 件（0 件） 勤務間インターバル導入コース 48 件（12 件） 職場意識改善コース 3 件（1 件） 団体推進コース 1 件（0 件）	○中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応できるよう、本助成金の活用をさらに促していく必要がある。	○引き続き、各種会合等での説明やチラシの配付、センターによる周知、「労働時間相談・支援班」業務の際に本助成金の周知を継続するとともに、助成金の有用性についても周知を図る。

イ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

P 13

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○昨年度設置した、労働施策総合推進法第10条の3に基づく「いわて働き方改革推進協議会」（以下「協議会」という。）について、年度後半の開催に向け準備を進めている。 ○岩手県を事務局とする「令和元年度第1回岩手で働こう推進協議会」が令和元年6月17日に開催され、岩手労働局長が出席した。また、これに先立ち、第1	○「いわて働き方改革推進協議会」を開催するとともに、「いわてで働こう推進協議会」に積極的に参画していく必要がある。	○働き方改革の実現に向けた中小企業における取組等を円滑に進めるため、中小企業支援施策等に重点を置いた内容で「いわて働き方改革推進協議会」を開催する。 開催日 11月13日 ○令和2年2月に開催予定の「令和元年度第2回いわてで働こう推進協議会」に参画し、岩手県及び構成員団体とも密に連携し、働き方改革の推進に取り組んで

回担当者会議が令和元年5月20日に開催され、職業安定部長、雇用環境・均等室長が出席した。		いく。
--	--	-----

(2) 長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等

ア 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

(ア) 労働時間法制の見直しへの対応

P 14	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○労働時間の上限規制の適用が猶予されている中小企業等に対して、商工団体、業界団体と連携を図り、各署に設置した「労働時間相談・支援班」による集団指導、説明会、個別訪問支援等を実施し、法制度の周知を図っている。 上期の取組状況は以下のとおり。 集団指導・説明会 85回 (121.4%) 個別訪問支援 293件 (110.0%)	○労働時間の上限規制の適用が来年から適用となる中小企業、また、適用猶予業種（建設業、自動車運転業務、医師等）への周知啓発が必要である。	○引き続き、関係団体等と連携し、法制度の周知を図る。

(イ) 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

P 15	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○長時間労働の是正に向け ①80時間を超える長時間労働が疑われる事業場 ②過労死等に係る労災請求事案 ③36協定未届事業場 を対象とする監督指導を実施。 上期は、①30件、②2件、③1件 合計33件	○監督署に寄せられる長時間労働に係る情報への対応が必要だが、匿名や、情報そのものを秘密にして欲しいとする等、対応が難しい事例がある。 ○過労死等防止対策について周知啓発が必要である。	○引き続き、集団指導による周知啓発を行い、寄せられた情報について丁寧に対応していくとともに、労災請求事案については関係部署の連携を図り確実な監督指導を実施する。 ○11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、①全国一斉重点監督、②フリーダイヤル電話相談、③過重労働防止対策推進シンポジウム、④団体等への要請を実施。

(ウ) 労働条件の確保・改善対策

P 16	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○一般労働条件確保・改善対策中期計画に基づき監督指導を実施している。 重点業種を、建設業、介護業、署選定（食料品）としており、上期の監督実施状況は254件（93.7%）、集団指導を延べ23回実施している。	○より緊急性の高い①死亡災害、②司法、③災害時監督、④申告、⑤許認可等いわゆる「受動業務」への対応により、中期計画の実施に影響を及ぼしている。	○引き続き、集団指導による周知啓発を行うとともに、中期計画の実施に努めるほか、寄せられた情報に対しては優先度を考慮した確かな監督指導を実施する。
P 17	○未払賃金立替払については、認定申請が上期で8件（うち認定2件、不認定1件、調査中5件）	○事業廃止の判断や労働者と連絡が取れないなど事務処理が長期処理となる事例がある。	○引き続き、迅速かつ適正な業務処理を行う。

(エ) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

P 17	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○外国人労働者、技能実習生 技能実習生に係る入国管理局からの情報などに基づき監督指導を実施している。 上期は22件（110.0%）	○従前の技能実習生に加え、新たな特定技能外国人、不法就労等に関する対応が求められる。	○引き続き、寄せられた情報等についての的確な監督指導を実施するとともに、外国人技能実習機構及び出入国在留管理庁との相互通報制度を確実に運用する。
P 18	○自動車運転者 労働者から寄せられた情報、相談、36協定届の受理時等において、監督官が把握した各種情報から問題があると考えられる事業場に対して監督指導を実施している。 上期は23件実施（51.1%） また、労働時間管理適正化指導員による個別訪問を29件実施している。	○継続的に監督指導等を実施する必要があるものの、より緊急性の高い①死亡災害、②司法、③災害時監督、④申告、⑤許認可等いわゆる「受動業務」への対応により、計画的な監督実施に影響を及ぼしている。	○引き続き、監督計画に基づき着実な監督を実施するとともに、自動車運転者は改正法の適用猶予業種でもあることから、下半期において、業界団体と連携し改正法の説明会を開催する。
P19	○障害者 障害者虐待事案について監督を実施している。 上期は2件実施	○匿名を希望する事例もあり、慎重かつ丁寧な対応が求められる。	○引き続き、相談等により把握した事案について、的確な監督指導を実施する。

○医療機関の労働者 上期における監督指導対象事案はなかった。	○医療保健業は上限規制の適用猶予業種となっており、 猶予期間中に説明会を開催することとされているが、 対象数が多いため、関係機関等との連携により、説明 会を開催する必要がある。	○医師会、岩手県（医療勤務環境改善支援センター）と の連携により、説明会を開催する。
-----------------------------------	---	---

a 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

P 19	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○相談・情報に基づき労災かくしが疑われる事案に対し て監督指導を実施している。 上期は3件実施	○労災保険手続きは取っており、事故かくしの明確な意 図はないケースであるが、労働者死傷病報告の提出に ついて周知啓発を行う必要がある。	○引き続き、集団指導等において周知啓発を行うととも に、把握した事案については的確に監督指導を実施す る。

b 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金額の周知徹底等）

P 20	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○改正最低賃金の広報に向け、県内の全33市町村に対 し、①広報誌掲載枠の確保を事前に依頼（7月）した 上で、②答申後の掲載原稿を送付（8月）、さらに、③ ポスター・リーフレットの送付（9月）を行った。	○平成31年1月から3月に実施した最賃監督は446件、 違反事業場48事業場のうち「金額は知らなかったが 最低賃金が適用されることを知っている」とする事業 場が23事業場43.8%であり、最低賃金の周知が必要。	○引き続き、広報、集団指導等による周知啓発を行うと ともに、的確な監督指導を実施する。 （参考：10月末時点で28市町村が掲載、残り5市町村 も12月までに掲載予定。）

イ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等

P 20	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○働き方・休み方改善コンサルタント等が企業を訪問 し、事業主の努力義務となった勤務間インターバル制 度の導入促進をはじめとする働き方・休み方の見直し を促すとともに、短納期発注の抑制・納期適正化につ いて啓発を行った。 【9月末現在、（ ）内は前年同期】 ・コンサルタント等訪問事業所数 122 社（162 社）	○長時間労働の抑制及び年次有給休暇取得の促進を図 る必要がある。 ○大企業・親事業者が行う長時間労働の削減等に伴い下 請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止していく必要 がある。	○あらゆる機会を捉えて、長時間労働の抑制及び年次有 給休暇取得の周知・啓発を行う。 ○11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間に集中的に 「しわ寄せ」防止の周知、啓発を行う。

ウ 第13次労働災害防止計画の2年目における取組

【目標】 2017年度と比較して2022年度までに ① 死亡災害を30%以上減少させる ② 休業4日以上死傷災害を5%以上減少させる

【現状】 死亡者数は6人と前年同期比で7人（53.8%）減少した。（建設業4人、運輸交通業1人、その他の事業1人）

休業4日以上死傷者は915人と前年同期比で19人（2.0%）減少した。

・重点対象業種の死傷者数

製造業	170人（前年同期比－41人、－19.4%）
建設業	159人（同－33人、－17.2%）
道路貨物運送業	92人（同－10人、－9.8%）
林業	34人（同＋5人、＋17.2%）
小売業	107人（同＋13人、＋13.8%）
社会福祉施設	77人（同＋11人、＋16.7%）

・業種に共通する業種横断的な対策に係る死傷者数

転倒災害	255人（前年同期比－16人、－5.9%）
交通労働災害	52人（同－9人、－14.8%）

・事故の型別においては、①転倒災害255人（27.9%）、②墜落・転落139人（15.2%）、③はさまれ・巻き込まれ108人（11.8%）の順で多く発生している。

・転倒災害においては、①小売業50人（19.6%）、②製造業45人（17.6%）、③社会福祉施設25人（9.8%）の順で多く発生している。（9月末現在）

(ア) 労働者が安全に働くことができる環境整備

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○第13次労働災害防止計画の2年目であることから、各種会議・会合等の場において、①局署の幹部が、同計画の目標等の内容を説明するとともに、②労働災害多発業種等の経営トップ等に対して、労働災害防止対策の徹底、企業の自主的安全衛生活動の活発化等について要請・指導を行った。	○監督指導・個別指導、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、重点業種（製造業、建設業、道路貨物運送業、林業、小売業、社会福祉施設）を中心とした労働災害防止に係る取組を推進する必要がある。 ○死傷災害が増加している業種は、①小売業、②社会福祉施設、③畜産業などとなっている。 また、事故の型別では、①転倒災害、②墜落・転落、③はさまれ・巻き込まれの順で多く発生している。	○監督指導・個別指導、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、労働災害防止に係る取組の推進について指導を行う。 また、各関係機関、災害防止団体等とも連携した取組を実施する。
○業種横断的な取組としては、 ①「STOP！転倒災害プロジェクト」 ②交通安全週間等において実施した「交通労働災害防止対策」	○転倒災害 転倒災害における死傷者数は、全災害に占める割合は27.9%である（前年同期は29.0%）。 転倒災害は、①小売業、②製造業、③社会福祉施設の	○重点としている業種横断的な取組や重点業種（特に災害の増えている業種）に対し、的確な監督指導・集団指導等を行うとともに、「STOP！転倒災害プロジェクト」、「交通労働災害防止対策」等の周知及びあらゆる

③「安全決意宣言」(災害ゼロを目指した事業者の方針・宣言を記載し、事業場内に掲示して労働者に周知する)等の活動を行った。	順で多く発生している。 そのうち、50歳以上の労働者は180人(70.6%)となり、さらに女性の占める割合が112人(62.2%)と、比較的年齢が高い層や女性労働者の被災する割合が多くなっている。	機会を捉え団体等への要請を行う。 特に、冬場(11月以降)に多発する転倒災害を防止するため、各企業に対して、リーフレットを活用するなどにより、冬季転倒災害防止のための取組みを促進することとしたい。 ・いわて年末年始無災害運動の実施(12月～1月)。 〔再掲〕 ・局署・県土整備部・建災防支部の合同による安全パトロールの実施。 ・署・団体合同による安全衛生パトロール等の実施。
---	---	--

(イ) 過労死等の防止対策等の労働者の健康確保対策等の推進

	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
P 23	a 過重労働による健康障害の防止等 ○集団指導などの様々な機会を通じて、リーフレットを活用し、 ①労働時間の状況の把握や面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に拡大) ②長時間労働者(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者)に関する情報の産業医への提供等 ③長時間労働者に対する医師による面接指導の実施等 について、事業者にも周知を図った。	○働き方改革関連法による改正労働安全衛生法の内容等について、集団指導などの機会を通じて、リーフレットを活用し、①労働時間の状況の把握や面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等、②長時間労働者に関する情報の産業医への提供等、③長時間労働者に対する医師の面接指導の実施等について、指導の徹底を図る必要がある。	○引き続き、監督指導・個別指導、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、リーフレットを活用するなどにより、事業者にも周知を図るとともに、法令遵守に係る指導の徹底を図る。
P 24	b 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ○ストレスチェックの実施について、監督指導、個別指導、集団指導等により指導を行った。	○ストレスチェックの実施について、実施結果報告者が全ての対象事業場から提出されるよう継続的に周知	○引き続き、監督指導、個別指導、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、周知及び指導を行う。

また、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、リーフレット等を配布する等により、事業場に対して効果的に周知を図った。 ストレスチェックの実施が義務付けられている労働者 50 人以上規模の事業場におけるストレスチェックの実施状況（労働基準監督署への実施結果報告書の提出状況）は、令和元年 6 月末時点で 83.5%（昨年 80.5%）となっている。また、ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は 80.4%（昨年 76.8%）となっている。	及び指導を行う必要がある。 ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及等の職場におけるメンタルヘルスの取組の促進を図る必要がある。	
---	---	--

(ウ) 化学物質等による労働災害防止対策

P28

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
a 化学物質対策 ○監督指導、個別指導、集団指導等により、法令に基づく措置の徹底などの指導を行った。 また、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、リーフレット等を配布する等により、事業場に対して発がん性が認められるなど危険性・有害性のある化学物質のリスクアセスメント等について効果的に周知を図った。 ・監督指導計画 69 件、実施 48 件（実施率 69.6%） ・個別指導計画 6 件、実施 4 件（実施率 66.7%）	○重大な健康障害を防止するため、法令遵守の徹底を図るため、継続的に指導を行っていく必要がある。	○引き続き、監督指導、個別指導、集団指導等により指導を行う。 また、化学物質取扱に関する自主点検を実施し、SDS（安全データシート）の交付やリスクアセスメントの実施について周知を図る。
b 石綿による健康障害防止対策 ○監督指導、個別指導、安全パトロール等により、石綿のばく露防止措置の徹底などの指導を行った。 ・監督指導 5 件 ・個別指導 4 件	○今後、石綿使用建築物の解体工事の増加が見込まれている中、石綿のばく露防止措置を徹底するとともに、石綿ばく露防止対策の更なる強化を図る必要がある。	○引き続き、監督指導、個別指導、集団指導等により指導を行う。 また、石綿障害予防規則の改正が予定されていることから、改正後は、事業者等への周知等の対応を行う。

P 29

エ 被災労働者又はその御遺族に対する迅速かつ公正な労災保険の給付

(ア) 過労死等事案に係る的確な労災認定

P 30

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○脳心・精神事案の処理状況 昨年度から繰り越した未決件数 5 件 (脳・心臓 0 件、精神 5 件) 新規受付件数 9 件 (脳・心臓 1 件、精神 8 件) 決定件数 4 件 (脳・心臓 0 件、精神 4 件) 未決件数 10 件 (脳・心臓 1 件、精神 9 件)	○精神障害事案は、人間関係のトラブルを訴える事案や既往歴が認められる事案が増加しており、具体的な出来事や症状の変化等の事実認定に係る調査が難航するケースが多い。 過重労働を訴える事案については、労働時間を把握するための客観的な資料がない場合もあり、長時間労働の事実認定に係る調査が難航するケースもある。	○監督署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに労働局からの具体的な指示・助言など、引き続き、労働局・監督署が連携して組織的な進行管理を行う。 ○長時間労働を訴える事案については、引き続き、労災補償担当部署と監督担当部署間で必要な情報共有を図り、密接に連携して対応する。

(イ) 石綿救済制度等の周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る的確な労災認定

P 30

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○石綿事案の処理状況 昨年度から繰り越した未決件数 4 件 新規受付件数 5 件 決定件数 1 件 未決件数 8 件	○石綿関連疾患は、石綿にばく露した後、相当の年月が経過して発症する疾患であり、被災労働者の職歴調査に加え石綿ばく露作業の有無について元同僚労働者等から聴取する必要がある等、認定に当たっての裏付け調査が難航するケースが多い。	○監督署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに労働局からの具体的な指示・助言など、引き続き、労働局・監督署が連携して組織的な進行管理を行う。

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

P 32

【現状】						
～パートタイム・有期雇用労働法に関する自主点検結果の概要（令和元年 5～6 月実施 県内の大企業 138 社の状況）～						
	基本給	賞与	通勤手当	役職手当	特殊作業手当 特殊勤務手当	
支給あり	—	1 3 2	1 3 6	1 2 0	6 5	
支給基準が異なる	1 1 5	1 2 3	3 6	5 8	1 8	
理由が不明確	2 7	4 2	1 7	1 0	5	

ア パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の周知及び事業主に対する支援

(ア) パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けた周知等

P 32

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○パートタイム・有期雇用労働法の周知 「パートタイム・有期雇用労働法」及び「同一労働同一賃金ガイドライン」等の周知徹底のため、7月に県内5会場で計7回、説明会を開催した（参加者数約700人）。また、4月から岩手労働局雇用環境・均等室内に「特別相談窓口」を設置し、相談に応じている。 ○改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、職業安定部需給調整事業室内に「岩手労働局 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を9月から設置した。 また、改正労働者派遣法説明会を県内3会場（5回）において開催した。 【派遣先事業所対象】 ・ 宮古会場 9/20 4人参加 ・ 北上会場 9/27 68人参加 ・ 盛岡会場 9/30 50人参加 【派遣元事業所対象】 ・ 北上会場 9/27 84人参加 ・ 盛岡会場 9/30 122人参加	○5月から6月にかけて大企業を対象として実施したパートタイム・有期雇用労働法に関する自主点検の結果、約2割の企業が改正法の対応が未定と回答し、対応の遅れが懸念される。 ○特別相談窓口の利用及び説明会への参加により、派遣元事業所及び派遣先事業所が正確に理解し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組が自主的に行われる必要があるが、説明会に参加できなかった派遣先事業所及び派遣元事業所に対して説明会を開催する必要がある。	○関係機関と連携した説明会の開催及び管内事業主が集まる会合等、あらゆる機会を通じて、パートタイム・有期雇用労働法の周知を図るとともに、引き続き、特別相談窓口による適正な相談対応を行う。 ○ 1月から2月にかけて県内各地8か所で行う説明会においてパート・有期雇用労働法の説明を行う。 ○特別相談窓口への相談に対しては、正確な理解がなされるよう分かりやすい説明を心がけ、また、指導監督時には、事業所の理解度に沿った支援を行う。 ○改正労働者派遣法説明会を開催する。 【派遣先事業所対象】 12月～1月に県内各ハローワーク（盛岡会場は局会議室）を会場に説明会を開催する。 【派遣元事業所対象】 次の日程により開催する。 11月14日、26日 10:00～12:00 盛岡第2合同庁舎3階会議室

(イ) 事業主に対する相談支援

P 33

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の実現に向けて取り組む事業主に対して、岩手働き方改革推進支援センターにおいて、きめ細かい相談支援を行っている。	○岩手働き方改革推進支援センターの認知度を高め、さらなる利用促進を図る必要がある。	○局HPや局主催の各種セミナー・説明会、事業所訪問等の機会を捉えて、センターのリーフレット配付などにより周知を図り、センターの利用促進に努める。

(4) 医療従事者の「働き方改革」の推進

P 34	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○岩手県に設置されている岩手県医療勤務環境改善支援センターのうち、委託事業として実施している医療労務管理支援事業については、応札者がなかったため、関係団体等に本事業の説明を行い、委託先の開拓に努めた。	○早急に医療労務管理支援事業を開始し、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を促進していく必要がある。	○医療労務管理支援事業の委託先が決定し、11月1日より事業が開始したことから、岩手県医療勤務環境改善支援センターと連携して、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進を図る。

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

P 34

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応									
○7 月に県内 5 会場で計 7 回実施したパートタイム・有期雇用労働法説明会において、 ①セクシュアルハラスメント ②マタニティハラスメント（妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント） ③パワーハラスメント の一体的なハラスメント対策について周知を行った。また、ハラスメント被害労働者等からの相談に対しては、助言・指導等の迅速な対応を行った。 【9 月末現在の相談件数、（ ）は前年同期】 <table><tr><td>ハラスメントに関する相談</td><td>695 件（719 件）</td></tr><tr><td>・うち、いじめ・嫌がらせ</td><td>650 件（609 件）</td></tr><tr><td>・うち、セクハラ</td><td>37 件（80 件）</td></tr><tr><td>・うち、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント</td><td>8 件（30 件）</td></tr></table> 【9 月末における組織目標達成状況】 <table><tr><td>総合的なハラスメント対策に係る説明会の開催件数 （年間目標）16 回 → 16 回（100.0%）</td></tr></table> ○時間外の相談に対応するため、本省で開設した「ハラス	ハラスメントに関する相談	695 件（719 件）	・うち、いじめ・嫌がらせ	650 件（609 件）	・うち、セクハラ	37 件（80 件）	・うち、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント	8 件（30 件）	総合的なハラスメント対策に係る説明会の開催件数 （年間目標）16 回 → 16 回（100.0%）	○個別労働紛争に係る相談件数のうち、いじめ・嫌がらせの相談件数が引き続き最多となっている。 ○セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント及びパワーハラスメント対策を一体的に推進する必要がある。	○主催の説明会等各種会合でのハラスメントに係る周知を継続して行うとともに、ハラスメントに関する相談に的確に対応する。 ○12 月の「職場のハラスメント撲滅月間」を実施し、集中的に周知啓発を行うとともに、特別相談窓口を開設する。
ハラスメントに関する相談	695 件（719 件）										
・うち、いじめ・嫌がらせ	650 件（609 件）										
・うち、セクハラ	37 件（80 件）										
・うち、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント	8 件（30 件）										
総合的なハラスメント対策に係る説明会の開催件数 （年間目標）16 回 → 16 回（100.0%）											

メント悩み相談室」(電話、メールによる相談対応)について、周知した。 ○説明会や集団指導等の機会を捉えて、パンフレットやポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用し、予防・解決に関する周知を図った。 ○法制化された職場のパワーハラスメント対策について、各種会合等で周知した。	○法制化された職場のパワーハラスメント対策の施行に向け、周知を図る必要がある。	○1月から2月にかけて県内8か所でパワハラ対策等法律説明会を開催するとともに、説明会や集団指導等あらゆる機会を活用し、義務化されるパワーハラスメント防止対策について周知を図る。
---	--	---

(6) 個別労働関係紛争の解決の促進

ア 総合労働相談コーナーの機能強化

P 36

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○あらゆる労働相談にワンストップで対応し、助言・指導により迅速に解決できるよう、総合労働相談員の資質向上のため、研修・巡回指導を実施した。 【9月末までの実施状況 ()は前年同期】 ・研修 1回 (1回) ・巡回指導 7回 (7回) ○可能な限り法令や裁判例等を示し、一定程度の所感を述べた上で、紛争当事者の話し合い等を促すよう助言・指導を行った。また、あっせんに参加するメリットや具体的な利用者の声を紹介することなどにより参加率の向上に努めた。 【9月末までの受付状況 ()は前年同期】 ・助言・指導件数 45件 (56件) ・あっせん件数 27件 (35件)	○増加傾向にある個別労働紛争事案に的確に対応する必要がある。 ○助言・指導の実施及びあっせんの参加により紛争の迅速な解決を図る必要がある。	○引き続き、総合労働相談員に対する研修及び巡回指導により、総合労働相談員の資質向上を図り、質の高い総合労働相談等を行う。 ○引き続き、所感型の助言・指導の実施及びあっせんの参加率の向上を図る。

(7) 治療と仕事の両立支援

ア 企業における健康確保対策の推進及び疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

(ア) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

P 38	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	a ガイドライン等の周知啓発 ○集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、リーフレットを活用するなどにより、事業者へ周知を図った。	○疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援の普及促進については、平成 29 年 3 月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、労働者の疾病の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組む必要がある。	○引き続き、監督指導・個別指導、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、リーフレットを活用するなどにより、事業者へ周知を図る。
P 39	b 岩手県地域両立支援推進チームの運営 ○今年度、3つの使用者団体（岩手県経営者協会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会）を新たに構成員としての参加を了承いただき、9月6日に岩手県地域両立支援推進チーム会議を開催した。構成員の両立支援に係る取組状況について共有を図っている。		
P 39	c 企業や地域における両立支援の機運の醸成 ○12月16日に岩手治療と仕事の両立支援セミナーの開催に向け、受託業者、事例発表する事業場と日程調整等の対応を図った。		○企業や地域における両立支援の機運の醸成を図ることとしている。 11月8日に北上市主催のがん対策基金活用事業市民講演会が開催予定。 11月15日に岩手県主催の両立支援セミナーが開催予定。 12月16日に岩手治療と仕事の両立支援セミナーが開催予定。

(イ) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

P 39	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○岩手産業保健総合支援センターにおいて、治療と仕事の両立支援の取組に対する各種支援サービスの提供を行っているので、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、その周知、利用勧奨を行った。	○岩手産業保健総合支援センターにおいて、治療と仕事の両立支援の取組に対する各種支援サービスの提供を行っているので、その活用を図る必要がある。	○岩手県地域両立支援推進チームの活動を通して、両立支援に係る関係施策の横断的な取組の促進を図るとともに、岩手産業保健総合支援センターにおいて行っている各種支援サービスについて、その周知、利用勧奨を行う。

(8) 生産性向上の推進

ア 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援の推進

P 40	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○業務改善助成金の利用促進のため以下により周知する。 ・局HPに制度概要、事例集、申請様式等を掲載 ・センターが行うセミナー等における制度説明、資料配布 ・労働保険年度更新説明会等各種会合での助成金制度の資料配付 ・過年度に当該助成金を活用した事業場への申請勧奨 ・地元ラジオ局番組での広報 ・岩手労働基準協会会報を活用した制度周知 ・県、市町村、商工団体等の広報誌を活用した制度周知 【9月末現在】申請件数 1件	○様々な手段で周知を図っているものの、申請件数が伸びていないことから、制度の有用性についてもPRする必要がある。	○引き続き、商工団体等への周知依頼、各種会合等での説明やチラシの配付、センターによる周知、「労働時間相談・支援班」業務の際に本助成金の周知を継続するとともに、助成金の有用性についても周知を図る。

3 人材確保支援や多様な人材の活用促進、人材投資の強化等

P 42

【現状】

- ① 震災以降、求人数は震災復興関連求人（建設業等）を中心に大幅に増加となったが、震災復興工事のピークアウトにより求人数は減少傾向にある。
- ② また、直近では、米中貿易摩擦による先行き不透明感から、県南地域の製造業求人や製造派遣求人が減少。
- ③ 少子・高齢化による人口の自然減に加えて、震災の影響が大きかった沿岸部においては、震災による人口の社会減により、労働力人口が減少し求職者が大幅に減少。

令和元年 10 月

○ 月間有効求人倍率（季節調整値）は **1.38 倍**

※ 平成 25 年 5 月以降 78 カ月（6 年 6 カ月）連続 1 倍台。平成 29 年 4 月から令和元年 5 月までの 26 カ月（2 年 2 カ月）連続で 1.4 倍台で推移も、令和元年 6 月から **5 カ月連続で 1.3 倍台**

有効求人倍率(原数値)	局計	盛岡	釜石	宮古	花巻	一関	水沢	北上	大船渡	二戸	久慈
令和元年10月	1.42	1.38	1.11	1.33	1.58	1.21	1.41	2.03	1.54	1.27	1.48

○ 月間有効求人数（季節調整値）は 28,238 人（平成 28 年 1 月から 46 カ月（3 年 10 カ月）連続 2 万 8 千人を超える水準が続く）

※ 震災直前の平成 23 年 2 月（17,208 人）に比べ 11,030 人の大幅増加

○ 月間有効求職者数（季節調整値）は 20,532 人

※ 震災後減少傾向が続いており、震災直前の平成 23 年 2 月（33,899 人）に比べ、13,367 人の大幅減少

（1）人材確保支援の総合的な推進、地域雇用対策の推進

P42

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○平成 30 年度より盛岡所に「人材確保対策コーナー」を設置し、人材不足分野の事業主に対する人材確保支援や、求職者に対する人材不足分野への就職支援を実施。 （労働局で取り組んでいる人材不足分野：建設、介護、医療、保育、運輸、警備分野） 【令和元年 9 月末現在】（括弧内は前年同月） 新規支援対象求人数 637 人（904 人） ○人材確保対策推進協議会を開催（6 月 17 日）し、各	○魅力ある求人の確保及び求職者の量的確保。 ○各業界とも従業員の高齢化は共通課題であり、若年者	○求人者に対しては、求人受理時に条件確認を行い、条件緩和等の助言を継続する。 ○求職者に対しては、アンケート調査等により、希望職種の確認を行い、人材不足分野を希望する者については、速やかに人材確保対策コーナーへ誘導して支援を行う。 ○業界団体の現状と課題を踏まえ、求人者向け、求職

業界団体の取組状況と今後の連携の進め方について情報共有した。 ○福祉人材センター・ハローワーク連携事業 盛岡所において福祉人材センターと連携し、第3木曜日に福祉人材センターが盛岡所に出張して実施。 【令和元年9月末現在】（括弧内は前年同月） 巡回相談回数 6回（0回） 新規支援対象求職者数 11人（0人） 就職件数 10件（0件） ○ナースセンター・ハローワーク連携事業 盛岡所においてナースセンターと連携し、第2・4木曜日にナースセンターが盛岡所に出張して実施。 【令和元年9月末現在】（括弧内は前年同月） 巡回相談回数 12回（12回） 新規支援対象求職者数 28人（28人） 就職件数 9件（8件） ○介護労働安定センター岩手支部との連携 介護労働懇談会等を通じた雇用管理改善等の周知を行う。 第1回介護労働懇談会（9月25日）出席 ○人材不足分野の就職件数 令和元年度目標：5,983件	の取り込みに苦慮している。 ○警備業については、希望する求職者が少ない、運輸業においては、免許制度の課題（大型免許、二種免許）が見られる。 ○昨年度は、上半期は実施しなかった。 ○新規支援対象求職者数は前年度と同数だが、就職件数は前年度比+1人である。 ○就職件数は、前年同期比270人減少となった。 分野別では、介護・看護・保育が137人、建設47人、	者向けセミナー、事業所見学会、説明会を継続的に実施することで、業界の理解促進と就職促進を図る。 ○ミニ面接会を月2～3回金曜日に実施するほか、見学会、説明会も引き続き実施する。 ○介護関係の仕事を希望する求職者に対して、出張相談日の周知及び福祉人材センターへの登録勧奨を行う。 福祉人材センターのみに登録している者に対しては、ハローワークへの登録勧奨を福祉人材センターも行う。 ○看護師を希望する求職者に対して、出張相談日の周知及びナースセンターへの登録勧奨を行う。 ナースセンターのみに登録している者に対しては、ハローワークへの登録勧奨をナースセンターも行う。 ○介護労働懇談会へ出席する岩手県や介護関係団体等との情報共有及び業務連携を図る。 ○求人充足会議を活用して求人条件の問題点を洗い出し、事業所に対して的を絞った改善策を提案する。
---	--	--

【令和元年9月末現在】（括弧内は前年同月） 就職件数：3,017件（3,287件） 進捗率：50.4% 《就職件数内訳》 介護・看護・保育 1,681件（1,818件） 建設 597件（644件） 警備 202件（206件） 運輸 537件（619件）	警備4人、運輸82人それぞれ減少となっている。 ○進捗率（令和元年7月までの進捗率の目安50.0%）は50.4%と目安を0.4P上回っている。	○ミニ面接会や事業所説明会を開催し、求職者の理解促進を図り、就職意欲を喚起する。 ○ラジオ放送や公共交通機関を活用してハローワークの支援メニューを紹介し、求職者の掘り起こしを行う。
--	---	--

（2）若者・就職氷河期世代に対する就労支援等

ア フリーター等の正社員就職の支援

P 67

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○わかもの支援コーナー・窓口を中心とした担当者制によるニーズに応じた支援 ※対象者は概ね45歳未満 《実績（令和元年9月末現在）》※（ ）内は前年同期 ・わかもの支援コーナー（盛岡菜園庁舎） - 新規登録者 732人（856人） - 相談件数 2144人（2,564人） - 就職者数（正社員） 145人（185人） ・わかもの支援窓口（花巻・一関・水沢・北上） - 新規登録者 873人（742人） - 相談件数 2,130人（2,178人） - 就職者数（正社員） 276人（214人） ○不安定就労者等を対象とした各種就職支援セミナーの実施。 《実績（令和元年9月末現在）》※（ ）内は前年同期 ・わかもの支援コーナー - セミナー開催数：14回（15回） - 参加人数：224人（231人）	○わかもの支援コーナーの新規求職者、相談件数、就職件数が前年同期を下回っている。 ○正社員求人数の減少傾向。	○リーフレット配布を始め様々な広報活動によるわかもの支援コーナーの周知強化と窓口利用の促進。 ○支援対象者の的確な把握の徹底と個別支援の充実によるきめ細やかな就職支援の実施。 ○就職面接会等の実施によるマッチング促進。 ○働き方改革の周知、くるみん・ユースエール等の認定制度についてマスコミ・メディア等を活用した広報等による周知を積極的に行い、企業の雇用管理改善・職場環境の整備を後押しし、魅力ある正社員求人の確保を行う。 ○トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）等助成金制度の活用及び職業訓練等の実施。

P 33

・わかもの支援窓口 セミナー開催数：29 回（43 回） 参加人数：484 人（400 人） ○岩手県正社員転換・待遇改善実現プラン（平成 28 年度～令和 2 年度の 5 か年計画）については、令和元年 7 月 30 日に開催した「岩手県正社員転換・待遇改善実現本部会議」において、平成 30 年度までの 3 か年の進捗状況を説明するとともに、今後の対応について、意見交換を行った。なお、プラン進捗状況については、令和元年 10 月 8 日に公表済み。 ※主要目標等に対する 3 か年換算値の進捗状況 （ ）内は進捗率 ・正社員就職・正社員転換数 35,930 人（91.6%） ・ジョブサポーターの支援による正社員就職数 7,606 件（93.9%） ・有期契約から正規雇用等に転換した労働者数 1,712 人（237.8%） ・ユースエール認定企業数 10 社（83.3%） ・UI ターン就職面接会の参加者数 421 人（58.5%）	○プラン目標 17 項目のうち、主要目標 4 項目の進捗率は概ね良好であるが、UI ターン就職面接会の参加者数の進捗率は低調であった。	○進捗率が低調な UI ターン就職面接会の参加者数については、制度の周知を一層図るとともに、「いわてで働こう推進協議会」の取組みと併せ、取組みの強化を実施することとしている。
--	--	--

P 68

イ 新規学卒者の地元就職と職場定着の促進

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○ユースエール認定制度の周知・促進。 ○学校等と連携した多様なニーズを持つ学生の早期把握とジョブサポーター等による個別支援の実施。 ○「いわてで働こう推進協議会」の各種構成団体と連携	○高校の新卒者の内定率は高水準で推移し、特に、新規高卒者の県内内定割合は高い水準で順調に推移している。一方、学生の就職環境が好況の中、地元企業の充足が課題である。	○新卒応援ハローワークを中心に、学校と連携して、学生及び既卒者のハローワーク窓口への積極的な誘導と多様なニーズに対応するための個別支援を強化する。 ○地元就職への効果的な取組に生かすため、「岩手県の

し、地元企業のPRや認知度向上の推進等による地元就職を促進。 ○卒業年次前の学生・生徒対象の地元企業及び職業理解のための企業ガイダンス等の実施。 ○職業意識形成事業の各取組（ハローワークにおける企業説明会の実施、就職ガイダンスの実施、若年者地域連携事業におけるセミナー等の実施、ジョブカフェいわて実施のオーダー型出張セミナーとの連携） ○岩手県、市町村と連携した企業訪問、雇用要請活動の実施。 《令和2年3月 新規高卒予定者の内定状況》 （令和元年9月 末現在） 全体：70.6 %（前年同月比1.4P上昇） 県内：67.8 %（前年同期比0.2P 低下） 県内就職内定割合：65.6%（前年同期比0.5P低下）		若年者求職動向調査」（「いわてで働こう推進協議会」事業）の実施により、若年者の就業意識を把握。 ○「ふるさと発見大交流会 in Iwate」の共催を始め、「いわてで働こう推進協議会」の各種構成団体と連携した地元企業の理解促進への取組強化。 ○ユースエール事業の周知及び認定企業の確保、学生に対するPR促進強化。（情報端末における「働き方改革関連求人」によるPR等） ○ジョブカフェいわてとの連携による一体的実施の促進。（マッチング及び職業意識形成促進のためジョブカフェいわてと新卒応援ハローワーク・わかもの支援コーナーへの相互間の誘導）
--	--	--

ウ 若年無業者等の社会的・職業的自立支援

P 69

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○若年無業者の支援を行う地域サポートステーション（以下「サポステ」という。）については、委託事業（※）により運営しており、支援窓口を盛岡地域と一関地域に設置している他、盛岡地域の常設サテライトとして宮古市にも窓口を設置し、この三拠点に	○一般求職者も含めて新規求職者が減少傾向にある中、当該事業における新規登録者・就職件数とも低調に推移している。 ・新規登録者数（目標：年間300人以上） 7月末時点の達成率26.3%（前年同期37.0%）	○受託事業者からの事業実績報告から見て不足していると思われる「高等学校中途退学者等への支援」を積極的に展開し、新規登録者の拡大を図る。 具体的には、アウトリーチの理念のもと、受託事業者において高等学校等との定期的な会合の機会を設け

より県内全域に対応している。 また、盛岡地域においては、今年度、盛岡市で行っている生活困窮者自立支援制度との一体的支援窓口を整備し、概ね40歳代半ばまでの無業者を対象にワンストップ型での支援を展開している。 サポステに関わる関係機関による会議に参加し、運営状況の共有、連携の確認を行った。 【7月末現在】 2 サポステ及び1 サテライトにおける取扱状況 ・総利用者数 2,660人（前年同期 2,806人） ・新規登録者数 79人（前年同期 111人） ・就職者数 43人（前年同期 28人） （※）委託事業の受託者 ・もりおか若者サポートステーション 特定非営利活動法人もりおかユースポート ・いちのせき若者サポートステーション 特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズ	・就職等件数（目標：年間180人以上） 7月末時点の達成率23.9%（前年同期15.6%）	るなど地域の実情に応じた高校中退者等の情報を共有する仕組みの構築を促し、就職・自立支援を求める中途退学者等の支援対象者の的確な把握に努めるとともに、ハローワークと連携した支援の拡大を図る。
--	---	---

（3）女性の活躍推進等

ア 女性の活躍推進

P53

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の督促をもれなく行い、労働者301人以上規模の義務企業の届出率は100%となっている。 ○一般事業主行動計画の策定のための岩手局版「策定ハンドブック」等を活用し、報告徴収時の届出督促を行い労働者300人以下の努力義務企業の届出件数が着実に増加している。	○労働者301人以上の義務企業の策定・届出等を徹底する必要がある。 ○努力義務企業の取組みの加速化を図る必要がある。	○引き続き、義務企業の策定・届出等の徹底を図る。 ○岩手局版「策定ハンドブック」の活用や「いわて女性活躍企業認定制度（Step2）」を併せて周知するなどし、努力義務企業の取組の加速化を図る。

○岩手局が行う各種認定制度及び認定企業の周知のために作成した「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」を関係機関・団体等に配付し、えるぼし認定の取得促進を図った。 【9月末日現在の件数】 ・一般事業主行動計画届出総数 233 社 - うち、義務企業の届出状況 111 社 (届出率 100 %) - うち、努力義務企業の届出状況 122 社 (28 社増加) ・えるぼし認定企業 10 社 (1 社増加) 【9月末における組織目標達成状況】 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出率 (年間目標) 100% → 100% ・労働者 101 人以上から 300 人以下の事業主からの一般事業主行動計画の届出件数 年間 39 件 → 10 件 (25.6%) ○女性活躍推進法の改正内容について、各種会合等で周知した。 【主な改正内容】 ・一般事業主行動計画策定等の義務企業 (101 人以上) の拡大 ・プラチナえるぼし (仮称) の創設 など	○えるぼし認定制度の周知を図り、えるぼし認定企業を増やしていく必要がある。 ○改正内容について周知を図るとともに、改正法により、3年以内に義務企業が 101 人以上に拡大されることから、対象企業に対し、早期の取組を促す必要がある。	○えるぼし認定候補企業を把握した際は、きめ細かな取得支援を行う。 ○1月から2月にかけて県内8か所で行う説明会において女性活躍推進法の説明を行う。 ○説明会や集団指導等あらゆる機会を活用し、改正内容の周知を図る。
--	---	---

イ 女性のライフステージに対応した活躍支援

P 56

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○女性の活躍促進に係るマザーズコーナーにおける各種支援 (盛岡所、宮古所、一関所、水沢所、北上所に設置) ・県内5カ所のハローワークにおいて「マザーズコーナー」を設置し、キッズコーナーを設置することで子供連れでも来所しやすい相談環境を整備して就職促進を図っている。 【令和元年9月末現在 (マザーズコーナー職業紹介状況)】	○新規求職者数は前年同期比 30 人減少、就職者数は同 27 人減少となっている。 就職率は前年同期比 1.0P のマイナスである。 ○重点新規支援対象者は前年同期比 77 人増加、支援就職者数は同 13 人増加となっている。 就職率は前年同期比 9.8P マイナスである。	○マザーズコーナーを有する所については、引き続き受付の際にマザーズの対象となる者に支援メニューの説明を行い、速やかにコーナーへ誘導して支援対象者を確保する。 また、早期再就職を希望する者は「重点支援対象者」として選定し、支援対象者の増加を図る。 ○マザーズコーナーの利用促進を図るため、広報等を活

(括弧内は前年同月) 新規求職者数 1,380 人 (1,410 人) 就職者数 620 人 (647 人) 就職率 44.9% (45.9%) うち重点支援対象者 (目標：重点支援対象者就職率 92.7%以上) ・重点新規対象者数 641 人 (564 人) ・重点支援就職者数 565 人 (552 人) ・就職率 88.1% (97.9%)		用した周知を引き続き行う。 ○重点支援対象者に対する就職率は、現時点では目標を下回っているが、引き続き求職者の阻害要因の把握と、求人者への条件緩和指導の働きかけ等きめ細かな支援を行い、就職促進を図る。
---	--	---

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

P57	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の督促をもれなく行い、労働者 101 人以上規模の義務企業の届出率 100%となっている。 ○岩手局が行う各種認定制度及び認定企業の周知のために作成した「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」を配付し、くるみん認定の取得促進を図った。 【9月末現在の件数】 ・一般事業主行動計画届出総数 888 社 うち、義務企業の届出状況 460 社 (届出率 100 %) うち、努力義務企業の届出状況 428 社 ・くるみん認定企業数 33 社 (4 社増加) ・プラチナくるみん認定企業数 2 社	○労働者 101 人以上の義務企業の行動計画の策定・届出を徹底するとともに、労働者 100 人以下の努力義務企業の取組を進める必要がある。 ○くるみん認定制度の周知を図るとともに、くるみん、プラチナくるみん認定企業を増やしていく必要がある。	○義務企業の行動計画の策定・届出の履行確保を図り、努力義務企業の策定・届出等の推進を図る。 ○認定マークを掲載した岩手局版「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」を配付・活用する等により、くるみん、プラチナくるみん認定の取得促進を図る。くるみん認定候補企業を把握した際は、きめ細かな取得支援を行う。

(5) 障害者の活躍促進

ア 公務部門における障害者雇用

P 62	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○障害者の活躍促進に係る公務部門における障害者雇用については、国等の出先機関等の就職を支援するた	○各府省の出先機関においては障害者雇用の経験が少なく、障害への理解不足や障害者との接し方等に不安	○各出先機関の要望を踏まえ、出前講座の積極的な実施を図る。

めハローワークに「相談窓口」を設置し、相談援助を行うほか、採用の促進のみならず、採用した障害者の職場定着の促進を図るため、出先機関等の要請に応じ、障害の理解を促進するための「しごとサポーター養成講座」を実施した。 【養成講座実施状況】 ・6月19日 盛岡地方裁判所、受講者：27名 ・7月11日 東北運輸局岩手運輸支局宮古庁舎、受講者：5名	を感じているところが多いことから、しごとサポーター養成講座や職場見学会を通じ、障害への理解促進に努めていく必要がある。	※ 令和元年6月1日現在の障害者雇用率は、12月に公表予定。
---	--	---------------------------------------

(6) 高年齢者の就職支援・環境整備

ア 継続雇用延長等に向けた環境整備

P 64

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○高年齢者の継続雇用延長等に向けた環境整備については、平成30年高年齢雇用状況報告において雇用確保措置未実施企業は7社であったが、すべて解消されている。	○令和元年高年齢雇用状況報告については11月22日に公表され、雇用確保措置未実施企業は5社となっている。（うち1社についてはすでに解消済み）	○雇用確保措置未実施企業4社については今後早期の解消に向け個別指導を実施することとしている。

(7) 職業紹介業務の充実・強化とシステムの刷新について

P 77

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○システム刷新の周知については、地方公共団体や事業主団体に対して説明している。	○ハローワークのサービスへのアクセスのしやすさを向上させ、ハローワークの利用者層を広げていくとともに、これまで以上の利用者本位のサービス提供が可能となる環境を整備することから、円滑な移行に向けて準備する必要がある。	○ハローワークシステムについては、令和2年1月6日から刷新される。 ○刷新の内容は、 <u>求職者サービス</u>については、①自宅PC、スマートフォンを利用した求職の申し込みができること（但し、最初は、ハローワーク窓口での相談が必要）、②マイページが開設されることで、求人検索条件の保存、応募求人の履歴管理ができること、③ハローワークと同じ内容の求人情報を自宅のPC・スマートフォンから閲覧可能になること。 <u>求人者サービス</u>については、①会社のPCを利用

		した求人の申し込みができること（但し、最初は、ハローワーク窓口での相談が必要）、②マイページ開設により、過去の募集求人を利用した求人申込みや全国の求職者情報の検索ができること、③求人票の記載内容が充実することや画像情報、事業所からのメッセージが充実すること。 など、求職者、求人者の利便性に資する刷新となる。 ○ハローワークの窓口においては、求職者サービスについて、求職活動がうまくいかない求職者を窓口に誘導することや、予約担当者制を取り入れたきめ細かなサービスを充実する。 また、求人者サービスについては、事業所訪問を積極的に行うこと、魅力ある求人票の作成や応募につながる求人条件の助言などを行い手厚いサービスを実施する。
--	--	--

(8) 労働保険適用徴収業務の適正な運営

ア 労働保険の未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減

(ア) 未手続事業一掃対策

P 78

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○労働保険加入促進業務の受託者（以下「受託事業者」という。）と4月25日と9月25日に未手続事業一掃対策協議会を開催し、受託事業者と役割分担、受託事業の進捗状況等の協議を行い、対象事業場及び業務推進方法を確認の上、加入勧奨及び指導を行った。 新規成立実事業数は95件（前年同月69123件）と、前年同月比9.3ポイント下回っている。	○TSR 情報（法人設立情報）、厚生年金抽出リスト、本省送付リスト、電話帳等から労働者の有無等についてアンケート調査を行い、未手続の可能性のある事業場を把握し加入勧奨及び指導を行っているが、「労働保険既適用」や「労働者なし」で適用対象とならない事案もあり、新規成立に結びつき難いことが課題である。	○第1回アンケート調査（368事業場）第2回アンケート調査（207事業場）の結果を取りまとめ、順次対象事業場を未手続事業名簿に追加搭載の上、加入勧奨及び指導を行う。

(イ) 収納未済歳入額の縮減

P 78

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○保険料の徴収決定額は17,582,983,127円と前年同月比3.4%の減少、収納額は7,778,425,297円と前年同月比3.0%の減少となっている。 計画的に納入督促等を実施した結果、収納率は44.24%と前年同月より0.16ポイント上回った。	○収納未済歳入額の縮減に向けて、重点事業主である「労働保険料を複数年度にわたって滞納している事業」、「滞納額が100万円以上の事業」について、実効ある納付督促を行う必要がある。	○滞納事業主には督促状を送付（11月、1月、3月）し、指定期限までに納付しない場合は、架電や文書の送付により納入督促を行う。 また、廃止事業場については、執行停止・不納欠損の可否を定期的に検討し、債権整理を早期に実施する。 重点事業主に対しては、差押え等の強制措置の執行を前提とする対応を積極的に行う。

イ 電子申請の利用促進等

P 78

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○各種会合等においてリーフレットを配布するとともに、各市町村及び各事業主団体等に対して、年度更新申告の広報誌（紙）・会報誌（紙）への掲載依頼時に電子申請の活用についても掲載依頼を併せて行った。 年度更新受付期間中に、労働保険徴収室に電子申請の体験コーナーを開設した。 今年度の年度更新申告書の電子申請は、1,289件と前年度より184件増加した。	○リーフレットの設置や配布等を継続し、電子申請利用率が増加しているものの更なる周知広報を行う必要がある。	○電子申請の利用促進に向け、継続して周知広報等を行うとともに、労働保険徴収室に電子申請体験コーナーを通年設置する。 労働保険手続における電子申請の利用は、社会保険労務士によるものが多くを占めているため、社会保険労務士会を通じて会員への利用勧奨を行う。

(9) 毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付

P 78

上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
○労災保険の追加給付について、2月に公表されたスケジュールに沿って事務処理が行われている。 ○雇用保険の追加給付について、6月末までの支給処理を目途とした現在受給者に対する支給処理は、事務処理が滞ることなくスケジュールどおり円滑に行われた。	○今後始まる過去受給者への追加給付業務では、これまで以上に本省・局・所間で個人情報を含む関係事務のやり取りが多くなるため、個人情報漏えい防止や迅速な事務処理に留意が必要である。	○引き続き、その都度示される本省指示に基づく的確な事務処理の徹底を図る。 ○過去受給者への追加給付についても円滑に行われるよう労働局において各所の進捗管理を徹底し、必要に応じた助言・指導を行うほか、個人情報漏えい防止等の安全管理の徹底も図る。

4 地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項

(1) 計画的・効率的な行政運営

ア 行政事務の簡素合理化と業務運営の重点化・集中化

P 79	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○効率的な行政運営を図るため、各部署から業務簡素化につながる事項を徴し、業務簡素化検討委員会において審議検討を行った。	○行政システムの改修を要する事項等、本省要望とする事項が大半を占めた。	○行政システムの改修を要する事項については、本省に要望し、その他については、岩手労働局段階で実施可能な事項については、簡素化を図る。

(2) 行政文書及び保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

ア 保有個人情報の厳正な管理

P 83	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○保有個人情報の漏えい事案の発生を防止するため、会議・研修の機会を捉えて注意喚起を行った。 【9月末における組織目標達成状況】 個人情報の漏えい（目標：0件） 前年度1件 → 4件	○上期に4件個人情報漏えい事案（文書の誤廃棄）が発生した。	○個人情報の漏えいを発生させないため、行政文書の適正な管理について引き続き会議・研修の機会を捉え個人情報の漏えい防止対策マニュアル等に基づき、より一層の厳正な管理を徹底する。

(3) 綱紀の保持、行政サービスの向上等

ア 綱紀の保持

P 83	上期における実施状況	課 題	下 期 へ の 対 応
	○庶務・会計経理事務の適正かつ効率的な実施を目的として、7月に局内各課室の「庶務・会計事務内部監査指導」を実施した。	○「庶務・会計事務内部監査指導」の結果、一部不適正な事務処理が認められた。	○不適正な事務処理を防止するため、「岩手労働局法令遵守委員会」で必要な対策を検討するとともに、「法令遵守チェックリスト」に基づき、法令遵守の徹底がなされているか点検・検証する